

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千早赤阪村長

市町村名 (市町村コード)	千早赤阪村 (273830)
地域名 (地域内農業集落名)	桐山地区 (桐山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻が主要作物であり、自己所有農地を自ら耕作しており、農地維持の意向が高い、70歳以上の高齢者が半分以上を占め、若手農業者はおらず、高齢化が進んでいる。そのため、今後、離農や規模縮小による遊休農地が増加することが懸念されている。併せて水路等の農業用施設の維持管理が負担になってきている。また、イノシシ等の獣害被害や営農環境が悪いため、ある一定の基盤整備をしなければ、持続的な農業経営をすることができない課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな特産品の開発や基盤整備などにより、新規の若手農業者の参入・定着に積極的に取り組みつつ、水稻を中心とした保全的農業も、地域農業者がまとまって継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農空間保全地域内の農地の内、既に山林原野、荒廃農地等の農地を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農環境改善に取り組み、新規参入を促進し、農地中間管理機構を活用して、担い手への集積集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地区外からの農業者を募る。
(3)基盤整備事業への取組方針
新規参入や保全的農業の継続のため、農道や水路等の整備を行い、耕作しやすい環境づくりを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の新規参入を図りつつ、保全的農業を継続するための組織づくりに取り組む。 また、参入した若手に学んでもらう環境を作り、後継者を育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
村内事業者に委託し、農地の維持管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵や箱わなを設置するとともに、目撃情報や捕獲情報があった場合には鳥獣被害対策実施隊と連携し、被害防止対策に取り組む。併せて地域内の捕獲人材の確保・育成を進める。
また、電気柵等の経年劣化による老朽化があった場合は、補助金の活用を検討するとともに、電気柵等を整備する。
⑩基盤整備の検討や地域ぐるみの保全活動に取り組む組織づくりを検討する。